

# 令和7年度 学校体育施設開放のしおり



八千代市イメージキャラクター「やっち」

八千代市教育委員会 文化・スポーツ課

令和7年4月修正



# 学校体育施設開放とは

八千代市では「スポーツ基本法第13条」及び「八千代市立学校体育施設開放に関する規則」（以下「規則」という。）に基づき、青少年の健全育成及び市民の健康増進や体力向上の他、生涯にわたりスポーツに親しむことができ、豊かなスポーツライフを送ることができるよう、八千代市内にある小中学校及び義務教育学校の体育施設（体育館、運動場、武道場）を、各学校の校長が種目を指定したうえ、学校教育に支障のない範囲で開放しております。

## 開放の概要

### 1 団体登録要件

- (1) 施設の近隣に居住する小学生（小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）に在学する者をいう。）で構成する指導者及び責任者が明確、若しくは近隣に居住する者で組織する責任者の明確な、スポーツ活動を目的とする団体であること。
- (2) 10人以上かつ5世帯以上の会員を有し、会員の過半数が八千代市内在住・在勤・在学であること。なお、年度当初の登録において、会員の3分の1以上が他団体の会員と重複する場合は同一団体とみなす。
- (3) 普通救命講習修了者（申請時点において講習後3年以内であること）または以下の条件を満たす者が、会員の中に2人以上いること。

- ①医師 ②歯科医師 ③看護師（准看護師を含む） ④救急救命士（消防士を含む）
- ⑤保健師 ⑥助産師 ⑦日本赤十字社の救急法の指導員認定証を持つ者
- ⑧日本救急医学会の講習を受講している者
- ⑨日本赤十字社の救急法の講習・実技を受講している者
- ⑩応急救護処置の知識を得ていることを証明できる者

※申請時点において、講習後3年以内の普通救命講習会修了証（2名分）の写しが添付されていない場合は申請受付ができません。

- (4) 営利を目的とする使用でないこと。

## 2 開放施設

### (1) 体育館：小中学校及び義務教育学校（29校）

#### 【小学校】18校

大和田小・大和田西小・大和田南小・八千代台小・八千代台西小・八千代台東小・高津小・西高津小・南高津小・勝田台小・勝田台南小・村上小・村上東小・村上北小・新木戸小・睦小・萱田小・みどりが丘小

#### 【中学校】10校

大和田中・八千代中・八千代台西中・高津中・東高津中・勝田台中・村上中・村上東中・睦中・萱田中

#### 【義務教育学校】1校

阿蘇米本学園

### (2) 武道場：中学校（1校）

萱田中

### (3) 運動場：小学校（17校）

大和田西小・大和田南小・八千代台小・八千代台西小・八千代台東小・高津小・西高津小・南高津小・勝田台小・勝田台南小・村上小・村上東小・村上北小・新木戸小・睦小・萱田小・萱田南小

※ 村上北小及び萱田南小の使用に関しては【別紙2】をご参照ください。

※ 大和田小は年度内に施設工事が予定されています。【別紙3】をご参照ください。

※ 旧阿蘇小・旧米本小・旧米本南小の体育施設は使用方法が異なります。使用される際は「令和7年度旧阿蘇小・旧米本小・旧米本南小体育施設開放のしおり」をご参照ください。

## 3 開放期間

### (1) 令和7年4月1日～令和8年3月31日

### (2) 次の場合は施設を使用することができません。

①学校閉庁日（8月中旬頃）

②年末年始（12月26日～1月4日）

③学校行事（入学式や卒業式等）や学校教育活動の一環として施設を使用する場合

④選挙事務で使用する場合

⑤市の事業等で使用する場合 ※令和7年度の予定は【別紙2】のとおり

⑥施設の工事や保守点検を行う場合 ※令和7年度の予定は【別紙3】のとおり

⑦災害等により、避難所として施設を使用する場合

⑧特定の日に施設を使用したい団体から申請があった場合（単発使用）

#### 4 開放時間

##### (1) 小学校 体育館

月曜日から金曜日	午後6時から午後9時まで
土曜日・日曜日	午前9時から午後9時まで
祝日	月曜日から金曜日が国民の祝日または振替休日にあたる日の 午前9時から午後6時まで (午後6時から午後9時は、月曜日から金曜日の団体が使用)

##### (2) 小学校 運動場

土曜日・日曜日	4月～9月 午前8時から午後5時まで 10月～3月 午前9時から午後4時まで
祝日	月曜日から金曜日が国民の祝日または振替休日にあたる日の上 記時間帯

##### (3) 中学校・義務教育学校 体育館 武道場

月曜日から日曜日	午後7時から午後9時
----------	------------

#### 5 使用可能な種目

各学校により設備等が異なり、使用できない場合があるため、学校と協議のうえ決定する。

##### (1) 体育館及び武道場

- ①バレーボール
- ②バスケットボール (小学校ではミニバスケットボールのみ)
- ③バドミントン
- ④卓球
- ⑤体操・ダンス
- ⑥ニュースポーツ
- ⑦武道等

##### (2) 運動場

- ①少年野球
- ②ソフトボール (成人の場合は学校の条件を厳守)
- ③少年サッカー
- ④グラウンドゴルフ
- ⑤ゲートボール 等

※萱田南小運動場は、校外にボールが飛ばない種目のみ使用可とします。申請前に必ず希望種目が実施可能か文化・スポーツ課へ確認してください。

# 登録申請

学校体育施設を使用する際は、以下のいずれかの登録申請が必要です。

当初年間登録：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、許可を受けた時間枠で年間使用することができます。申請は1団体1校、週1回の使用に限ります。ただし、追加年間登録申請をする場合は、この限りではありません。

追加年間登録：当初年間登録で申請のなかった時間枠を年間使用することができます。

なお、申請があった時間枠については、年間登録済の団体と共同で使用することについて同意が得ている場合は、必要書類を提出することで年間使用することができます。

単発使用：特定の日付で1日だけ施設を使用することができます。【別紙1】参照。

※年間登録団体が、許可された時間内に練習試合、大会及びイベント等で使用する場合も、単発使用申請を行ってください。

## 【登録申請のスケジュール】

日 程	内 容
令和7年1月1日(水)	「広報やちよ」1月1日号 年間登録申請について掲載
1月14日(火)～1月31日(金)	申請書類配布 配架場所：市役所1階総合受付、文化・スポーツ課窓口、各公民館（大和田公民館除く）
1月20日(月)～1月31日(金) (土曜日・日曜日除く)	令和7年度当初年間登録申請受付 ※申請書は、1月31日(金)午後5時までに文化・スポーツ課窓口へ提出してください。（郵送・FAX・E-mail・教育委員会ポストへの投函は不可） 受付の際に下記の調整会議の日程表を配布します。
2月10日(月)～2月28日(金) (土曜日・日曜日・祝日除く)	調整会議 会場：教育委員会庁舎1階 第1・第2会議室 2階 大会議室
3月中旬～下旬	八千代市立学校体育施設使用団体登録証（以下「登録証」という。）及び八千代市立学校体育施設使用許可書（以下「許可書」という。）を交付
4月4日(金)～	追加年間登録申請受付開始

※登録は単年度のため、複数年度にわたって使用していても優先的に使用できるものではありません。各自で市ホームページや広報やちよ等で登録申請のスケジュールを確認のうえ、申請書類を入手し、文化・スポーツ課までご提出ください。

## 1 当初年間登録

### (1) 申請書類を文化・スポーツ課に提出

- ①八千代市立学校体育施設使用団体登録申請書（第1号様式。以下「登録申請書」という。）※責任者欄とその他の連絡先欄は同上とせず、別の会員を記入してください。
- ②会員名簿（氏名・年齢・住所・職業・電話番号を記入。※任意様式可）  
※実際に活動する会員のみ記入してください。保護者や付き添いは記入不要です。
- ③八千代市立学校体育施設使用許可申請書（第3号様式。以下「許可申請書」という。）
- ④学校体育施設管理指導員選任届・救命講習修了証等届  
※管理指導員は、施設の戸締りや清掃及び消灯の確認を行う施設管理に関する責任者です。会員の中から2人選任してください。
- ⑤同意書 ※責任者欄とその他の連絡先欄に記入した会員の押印が必要です。

### (2) 調整会議への出席

年間登録申請を行った団体を対象に、施設の使用方法や希望時間帯が重なった団体同士の調整を行うための会議を実施します。会議参加の際は以下の点にご留意ください。

- ①必ず責任者もしくは決定権のある代理人が出席すること。
- ②同じ時間帯に複数の団体の希望が重なった場合は、団体間で調整するものとし、調整が困難である場合は「くじ」で決定する。
- ③会議を欠席した場合は、申請をキャンセル扱いとします。

### (3) 登録証及び許可書の交付

文化・スポーツ課より登録証及び許可書を責任者宛てに郵送（3月中旬～下旬頃）

## 2 追加年間登録

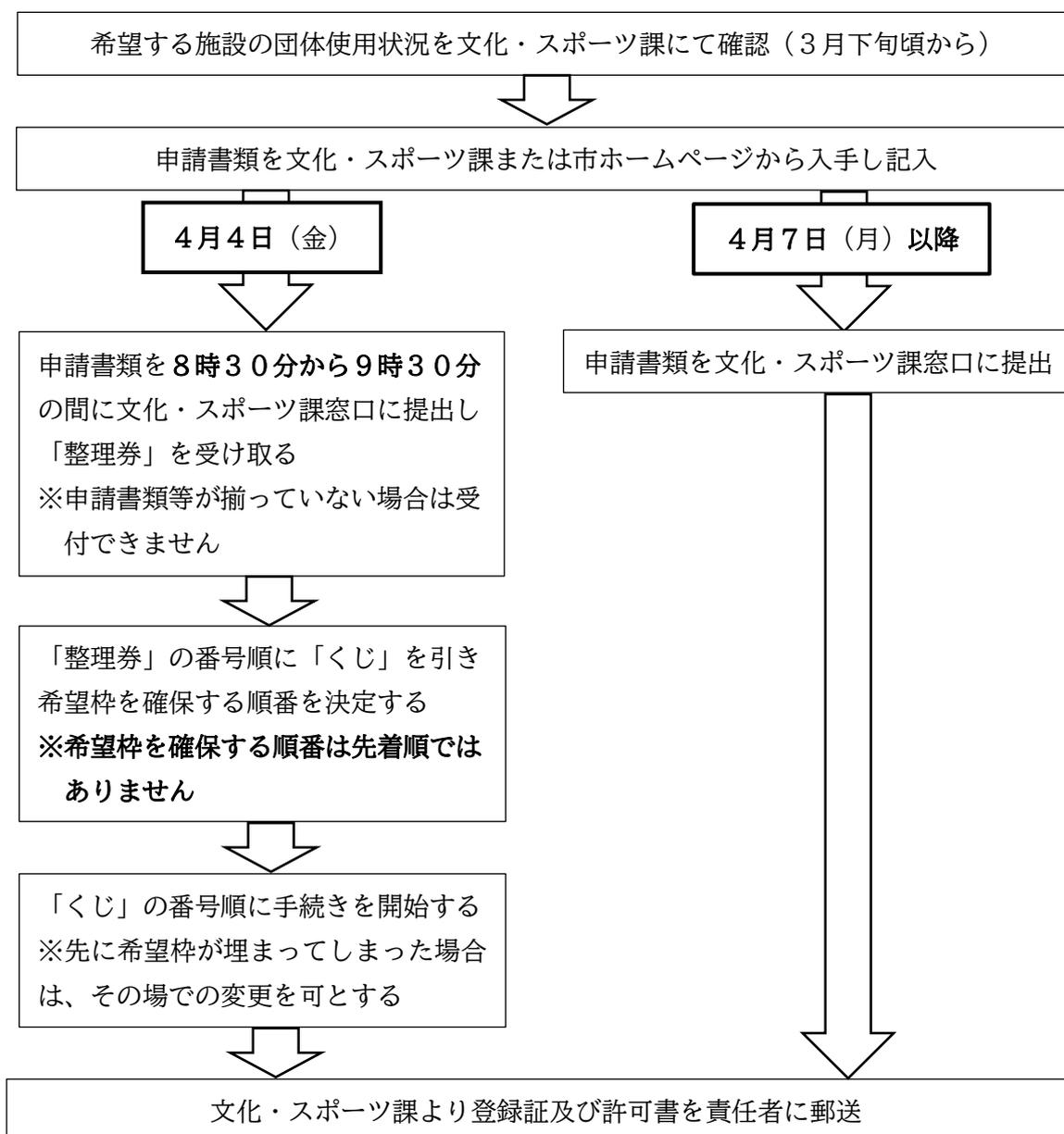
### (1) 申請書類

- ① 「1 当初年間登録」(1)と同様の書類を文化・スポーツ課に提出。
- ② 共同使用同意書 年間登録済みの団体と重複する時間枠に申請する場合、併せて提出すること。(共同使用に同意する団体の責任者の押印が必要)

### (2) 申請手続き

下記のフローをご参照ください。

※例年申請初日は大変混雑するため、申請初日の4月4日(金)と4月7日(月)以降で申請方法が異なります。なお、4月3日(木)以前の申請はできません。



### 3 当初年間登録団体及び追加年間登録団体共通事項

#### (1) 施設の鍵の貸出し

- ①登録証及び許可書の発行を受けた団体は、両書類と鍵の借用書を持参のうえ文化・スポーツ課窓口にて、施設の鍵の貸出しを受けること。
- ②鍵は各団体責任者が責任を持って管理すること。なお、鍵の複製は禁止とする。
- ③鍵を紛失した場合は、学校及び文化・スポーツ課へ速やかに連絡し、シリンダーを交換のうえ、学校、文化・スポーツ課及び他の使用団体の鍵を交換すること。  
なお、費用については鍵を紛失した団体が負担する。
- ④登録の取消しをする場合は、速やかに鍵を返却すること。
- ⑤責任者が変更になった場合には、「(3)登録内容の変更」手順のうえ、鍵の借用書を再度提出してください。

#### (2) 学校体育施設開放日誌の提出

団体の責任者は、活動日ごとの使用者数等を「学校体育施設開放日誌（体育館・運動場）」に記入し、文化・スポーツ課へ提出してください。なお、4月から9月の活動分は10月末までに、10月から3月の活動分は翌年度4月末までに提出してください。（様式は市HPよりダウンロード） 提出方法：窓口・郵送・メール・FAX

#### (3) 登録内容の変更

責任者やその他の連絡先の変更、登録の取消し等、登録証・許可書の内容に変更が生じた場合には、速やかに「八千代市立学校体育施設使用取消・変更承認申請書」（第5号様式）を文化・スポーツ課窓口へ提出してください。なお、責任者やその他の連絡先変更の場合は、上記の申請書と併せ、「同意書」を再度提出してください。加えて、責任者の変更の場合には、鍵の借用書を再度提出してください。

#### (4) 使用許可の取消し

以下の行為が判明した場合、施設使用許可を取消します。

- ①虚偽の申請をしたとき。
- ②許可書に記載した事項と異なる使用をしたとき。
- ③使用上の注意事項を守らなかったとき。
- ④管理指導員の指示に従わなかったとき。

#### (5) 単発使用申請への対応

年間登録団体の単発使用申請への対応について、以下のとおりとします。

- ①「単発使用申請」に基づき施設使用を希望する団体がいた場合、原則として単発使用団体を優先するものとし、当該時間帯に年間登録している団体は活動を控えるものとする。ただし、同月内に単発使用団体からの申し出が複数あり、年間登録団体の活動を著しく妨げる場合は、申し出を断ってもよいものとする。
- ②単発使用申請手続きにおいて、日程調整のため、単発使用希望団体に年間登録団体責任者の連絡先を伝えることがあります。連絡のあった際は互いに調整すること。

# 使用上の注意事項

## 1 施設使用について

- (1)施設の使用は、当該団体が使用許可を受けた曜日・時間・会員登録した者のみに限る。
- (2)幼児同伴のときは、保護者が付き添うこと。
- (3)近隣住民への迷惑行為（路上駐車・喫煙・夜間の騒音等）を行わないこと。
- (4)学校敷地内及び学校周辺での路上喫煙も禁止とする。
- (5)学校敷地内では、火気の使用を禁止とする。
- (6)体育館の壁に向かって故意にボールをぶつけないこと。
- (7)ゴミは持ち帰ること。
- (8)施設を学童保育等で使用している場合があるので、十分注意すること。
- (9)敷地内で発生した盗難及び紛失等の責任は各自で負うものとする。
- (10)工事区域及び立入禁止区域には立ち入らないこと。
- (11)有事の際は、ドクターヘリ等の離着陸場となることがあるので、消防職員の指示に従い、速やかに離着陸スペースを空けること。

## 2 駐車場の使用について

- (1)駐車場を使用する場合は、予め学校より指定された場所を使用することとし、運動場への乗り入れ、近隣商業施設及び路上駐車は禁止とする。また、学校によって駐車台数の制限等があるので、学校の指示に従うこと。
- (2)自動車の駐車は出来るだけ台数を減らすこと。
- (3)学校関係者や他の学校訪問者の妨げにならないように駐車方法を工夫すること。

## 3 学校設備・器具等の使用について

- (1)施設に変更を加えないこと。
- (2)許可を受けた種目の器具以外は使用禁止とする。
- (3)固定施設（遊具等）及び付帯設備（放送設備等）の使用を禁止とする。
- (4)学校の消耗品（ボール、ネット、石灰（校庭のライン）等）の使用は禁止とする。
- (5)指定された器具（清掃用具）以外を使用する場合は、学校の許可を得ること。
- (6)団体の用具等を学校に置くことを禁止とする。
- (7)体育館は土足での使用を禁止とする。また、運動場はスパイクでの使用を禁止とする。
- (8)運動場の状態が不良の場合は、使用を禁止とする。
- (9)武道場の防具等には触れないこと。
- (10)武道場は裸足で使用すること。ただし、学校が室内履きでの使用を許可した場合はその限りではない。また、畳は現状を確認の上、使用すること。
- (11)指定施設以外の場所（近隣店舗など）のトイレ使用を禁止とする。
- (12)施設や備品の破損又は紛失の場合は、速やかに学校及び文化・スポーツ課に連絡し指示に従うこと。また、破損等の場合は、二次被害にならないよう応急措置をした後、団体の責任において速やかに原状回復し、後日事故の原因や修復経過等を「学校体育施設開

放事業事故報告書」にまとめ、文化・スポーツ課へ提出すること。

#### 4 施設設備の確認

屋内施設使用団体は、施設利用前後に、壁面、床、窓ガラス、電球及びトイレなどに設備不良がないか点検すること。設備不良があった場合は、学校及び文化・スポーツ課へ連絡すること。

#### 5 後片付け（清掃・施錠・消灯）について

- (1)使用後は使用した器具等を元に戻し、きちんと掃除を行うこと。ペットボトル等のゴミは持ち帰ること。（運動場使用者が体育館内トイレを使用する際は、泥等の汚れに注意し終了後清掃を行うこと）
- (2)施設の消灯及び施錠をすること。
- (3)ラインを引いたときは、ラインを消すこと。
- (4)学校敷地内から退出の際には校門を閉めること。
- (5)運動場の活動団体は、午後5時（10月から3月は午後4時）までに片付けを終えて必ず学校敷地内から退出すること。
- (6)夜間活動団体は、午後9時までに必ず学校敷地内から退出すること。

#### 6 熱中症対策

近年の夏季は、猛暑が続くことがあり、熱中症による健康被害が懸念されます。環境省より発表される「熱中症警戒アラート」などを参考にし、危険と判断される場合は、活動の中止を検討するなどの配慮をお願いします。

#### 7 損害賠償（規則第12条）について

団体が、自己の責めに帰すべき事由により、体育施設又はその付属設備を滅失又はき損したときは、これによって生じた損害を賠償するものとします。

#### 8 スポーツ安全保険等への加入について

施設使用時には会員の身体負傷など予期せぬ事態が起こりえます。特に近年では学校備品の器物損壊事故が多発しております。器物損壊の場合は団体にて費用弁償することとなるため、予め「スポーツ安全保険」等へ加入をお願いします。

## 連絡体制

### 1 施設を使用できない場合

- (1) 選挙事務により使用できない場合 → 学校体育館に掲示
- (2) 学校行事により使用できない場合 → 学校から団体責任者に連絡
- (3) 市の行事等により使用できない場合 → 市から団体責任者に連絡
- (4) 災害等により避難所として使用する場合 → 市から団体責任者に連絡
- (5) 学校施設の工事及び保守点検の場合 → 市から団体責任者に連絡

### 2 事故発生、施設・備品等破損、鍵の紛失の場合

団体責任者から学校及び文化・スポーツ課に連絡

※開庁時間外の場合は翌開庁時間に連絡してください。

## 連絡先

### ●平日（開庁時間 8：30～17：00）

担 当 課：八千代市教育委員会 文化・スポーツ課 スポーツ推進班

所 在 地：〒276-0045

八千代市大和田138-2

電 話 番 号：047-481-0305（直通）

F A X：047-486-4199

メー ル：supotul@city.yachiyo.chiba.jp

### ●夜間・休日（開庁時間外）

※連絡が速やかに取れない可能性もございます。

出来る限り、開庁時間に文化・スポーツ課に連絡願います。

※開庁時間外で緊急に連絡が必要な場合は下記に連絡してください。

連 絡 先：八千代市役所守衛室

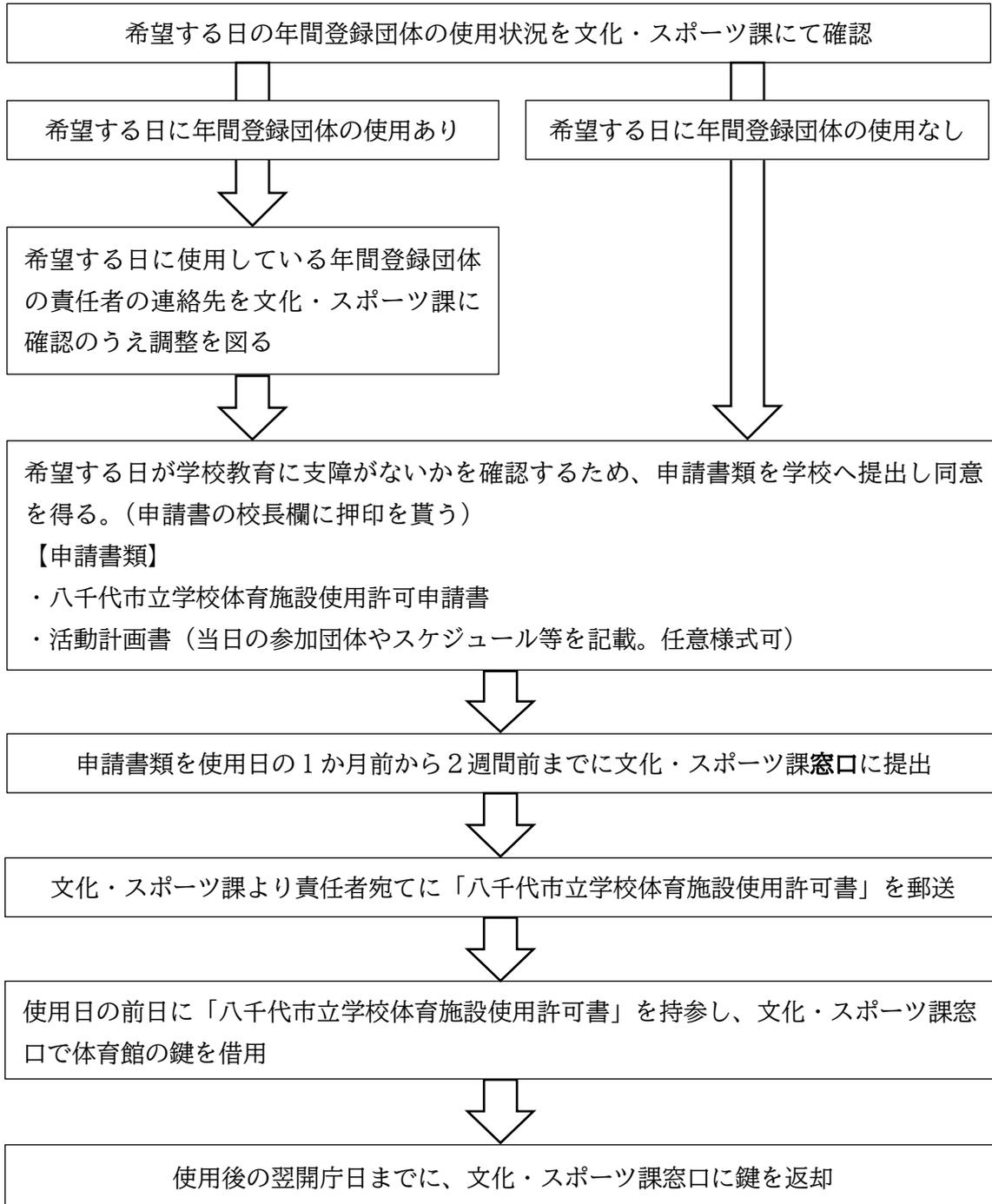
電 話 番 号：047-483-1151（代表番号）

### ●使用学校

学 校 名：

電 話 番 号：

## 単発使用の申請手順について



## 学校別使用方法等について

### 1 村上北小学校の使用について

村上北小学校の使用を希望する団体は、下記の事項をご確認のうえ、申請してください。

- (1) 正門側の駐車場は学校職員用及び学童用の駐車場となっているため、送り迎え等一時的な駐車を除き、使用はできません。
- (2) 西門側（ライオンズマンション側）の駐車場は、平日学校職員用となるため使用はできません。
- (3) 校庭への駐車はできません。
- (4) 自転車及びバイクは体育館前の駐輪場をご使用ください。

### 2 萱田南小学校の使用について

萱田南小学校運動場の使用を希望する団体は、下記の事項をご確認のうえ、申請前に必ず文化・スポーツ課までご連絡いただきますようお願いいたします。

- (1) 使用可能な種目は、校外にボールが飛ばない種目に限ります。（例：グラウンドゴルフ）  
※ 少年野球やソフトボール、サッカー等の種目は使用できません。
- (2) 萱田南小学校は総合生涯学習プラザとの複合施設であるため、併設されている駐車場・駐輪場の使用はできません。学校校庭の指定場所に限り駐輪することができます。

### 3 市の事業等で使用する時間枠

学校名	使用施設	使用時間
八千代台西小学校	体育館	6月8日(日) 9時～18時
八千代台東小学校		毎週水曜日 18時～21時
高津小学校		6月28日(土) 9時～18時
南高津小学校	体育館 運動場	10月25日(土) 9時～21時 10月26日(日) 9時～21時
勝田台小学校	体育館	3月28日(土) 9時30分～15時
新木戸小学校		第2土曜日 8時～12時 (5月・6月・10月・11月)
		6月29日(日) 9時～18時
		1月24日(土) 8時～12時
萱田小学校		毎月第3土曜日 9時～14時 (4月・5月除く)
		毎週月曜日 18時～21時 (全面)
		毎週日曜日 9時～12時 (半面)
		12時～21時 (全面)
八千代台西中学校		毎週土曜日 19時～21時 (半面)
睦中学校		毎週火曜日 19時～21時
阿蘇米本学園	毎週金曜日 19時～21時	

## 令和7年度学校施設の工事予定について

大和田小学校体育館は、令和7年度に施設の長寿命化改修工事が予定されているため、工事期間中の使用ができません。なお、同校運動場は令和6年度に引き続き工事期間中のため、使用できません。

また、下記以外においても急な工事等で施設が利用できなくなることがありますので、予めご了承ください。

学校名	使用できない施設	使用できない期間
大和田小学校	体育館	夏休み～令和8年3月末 (予定)
	運動場	令和7年4月～令和8年3月末 (予定)

## 旧阿蘇小・旧米本小・旧米本南小学校体育館 使用可能備品一覧

市民体育館改修工事に伴い、市民体育館の一部備品を旧3校（旧阿蘇小・旧米本小・旧米本南小）に移動いたしました。改修工事完了後、移動した備品は市民体育館に戻します。

これに伴い、旧3校における使用可能な備品は下記のとおりとなります。

学校名	備品名	コート数	改修工事期間中の数	従来の数 (改修工事完了後)
旧阿蘇小学校	バレーボール用支柱	1コート	2本	2本
	バドミントン用支柱	2コート	4本	4本
	卓球台	/	9台	0台
	ミニバスケットゴール	3コート	6か所	6か所
旧米本小学校	バレーボール用支柱	2コート	4本	4本
	バドミントン用支柱	2コート	4本	4本
	インディアカ用支柱	2コート	4本	0本
	卓球台	/	10台	5台
	ミニバスケットゴール	2コート	4か所	4か所
旧米本南小学校	バレーボール用支柱	2コート	4本	4本
	バドミントン用支柱	1コート	2本	0本
	インディアカ用支柱	1コート	2本	0本
	卓球台	/	10台	0台
	ミニバスケットゴール	2コート	4か所	4か所